船橋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地域支援事業のうち介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の４５の３第１項に規定する指定事業者が行う法第１１５条の４５第１項第１号に規定する第１号訪問事業（以下「第１号訪問事業」という。）及び第１号通所事業（以下「第１号通所事業」という。）の実施に関し、法、介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。以下「施行令」という。）、介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「施行規則」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成２７年厚生労働省告示第１９６号）及び地域支援事業実施要綱（平成１８年厚生労働省老健局長通知老発第０６０９００１号別紙）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（事業の種類及び内容）

第２条　市長が法第１１５条の４５の５の規定により事業所を指定することにより行う第１号訪問事業及び第１号通所事業は、次のとおりとする。

⑴　第１号訪問事業

ア　介護予防訪問型サービス　施行規則第１４０条の６３の６第１号イに該当する市が定める基準に従って行う事業で、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成２６年法律第８３号）第５条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第８条の２第２項に規定する介護予防訪問介護に相当するサービス

イ　介護予防生活支援サービス　施行規則第１４０条の６３の６第２号に該当する市が定める基準に従って行う事業で、市が実施する研修を修了した者等による掃除、洗濯、調理等の日常生活の援助を行うサービス

⑵　第１号通所事業

ア　介護予防通所型サービス　施行規則第１４０条の６３の６第１号イに該当する市が定める基準に従って行う事業で、旧法第８条の２第７項に規定する介護予防通所介護に相当するサービス

イ　介護予防運動機能向上デイサービス　施行規則第１４０条の６３の６第２号に該当する市が定める基準に従って行う事業で、運動器の機能向上を目的として機能訓練等を行うサービス

ウ　介護予防ミニデイサービス　施行規則第１４０条の６３の６第２号に該当する市が定める基準に従って行う事業で、閉じこもり予防や自立支援を目的として運動やレクリエーションを提供するサービス

（給付管理）

第３条　施行規則第１４０条の６２の４第２号に該当する者が受ける前条に規定する第１号訪問事業及び第１号通所事業について算定される単位数の合計は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度額基準（平成１２年厚生省告示第３３号）第２号イに掲げる単位を超えることができない。ただし、サービスを受ける者の状態により、当該単位を超えてサービスを受けることが自立支援につながると判断される場合は、同号ロに掲げる単位を上限とする。

（１単位の単価）

第４条　第１号訪問事業に係る１単位の単価は１０円に厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成２７年厚生労働省告示第９３号）の船橋市の地域区分における訪問介護の割合を、第１号通所事業に係る１単位の単価は１０円に船橋市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額とする。

（第１号事業に要する費用の額）

第５条　施行規則第１４０条の６３の２第１項第１号イの厚生労働大臣が定める基準（令和３年厚生労働省告示第７２号）により算定した費用の額及び同項第３号イの市が定める基準により算定した費用の額は、前条の規定により事業の種類ごとに算定される１単位の単価に別表１及び別表２に定める単位数を乗じて算定するものとする。

２　前項の規定により第１号事業（第１号訪問事業及び第１号通所事業をいう。以下同じ。）に要する費用の額を算定した場合において、その額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

（第１号事業支給費の支給割合）

第６条　施行規則第１４０条の６３の２第１項第３号イの市が定める割合は、１００分の９０とする。ただし、法第５９条の２第１項に規定する居宅要支援被保険者の規定に準ずる居宅要支援被保険者等（施行規則第１４０条の６２の４第１号及び同条第２号に規定する被保険者をいう。以下同じ。）については１００分の８０とし、法第５９条の２第２項に規定する居宅要支援被保険者の規定に準ずる居宅要支援被保険者等については１００分の７０とする。

（第１号事業支給費の支給割合の特例）

第７条　市が、災害その他の事情により第１号事業に必要な費用を負担することが困難と認めた居宅要支援被保険者等が受ける第１号事業支給費について前条の規定を適用する場合においては、同条中「１００分の９０」とあるのは「１００分の９０を超え１００分の１００以下の範囲内において市が定めた割合」と、「１００分の８０」とあるのは「１００分の８０を超え１００分の１００以下の範囲内において市が定めた割合」と、「１００分の７０」とあるのは「１００分の７０を超え１００分の１００以下の範囲内において市が定めた割合」とする。

（指定の有効期間）

第８条　施行規則第１４０条の６３の７の規定により市が定める期間は、６年とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

（高額介護予防サービス費等相当事業）

第９条　市は、地域支援事業実施要綱別記１総合事業⑴ア（コ）及び同（サ）の例により、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業を行うものとする。

２　前項の高額介護予防サービス費相当事業に係る高額介護予防サービス費相当事業費及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業に係る高額医療合算介護予防サービス費相当事業費の支給要件、支給額その他支給に関して必要な事項は、市長が別に定める。

（文書の提出等）

第１０条　市町村（特別区を含む。）は、第１号事業支給費の支給に関して必要があると認めるときは、当該第１号事業支給費の支給を受ける者若しくは当該第１号事業支給費の支給に係る第１号事業を担当する者又はこれらの者であった者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

（補則）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成２８年３月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第２条第１号イ　平成２８年４月１日

⑵　第２条第２号イ及びウ　平成２８年７月１日

附　則

この要綱は、平成２８年９月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成３０年８月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第６条第２項の規定は、平成３０年８月１日以後に行われる第１号事業に係る支給費の支給について適用し、同日前に行われた第１号事業に係る第１号事業支給費の支給については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成３０年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第５条の規定は、平成３０年１０月１日以後に行われる第１号事業に係る支給費の支給について適用し、同日前に行われた第１号事業に係る第１号事業支給費の支給については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第５条の規定は、平成３１年４月１日以後に行われる第１号事業に係る支給費の支給について適用し、同日前に行われた第１号事業に係る第１号事業支給費の支給については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和元年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第５条の規定は、令和元年１０月１日以後に行われる第１号事業に係る支給費の支給について適用し、同日前に行われた第１号事業に係る第１号事業支給費の支給については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第５条の規定は、令和２年４月１日以後に行われる第１号事業に係る支給費の支給について適用し、同日前に行われた第１号事業に係る第１号事業支給費の支給については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第５条の規定は、令和３年４月１日以後に行われる第１号事業に係る支給費の支給について適用し、同日前に行われた第１号事業に係る第１号事業支給費の支給については、なお従前の例による。

３　令和３年９月３０日までの間は、別表１の介護予防訪問型サービス費のイからへまで及び介護予防通所型サービス費のイについて、別表２の介護予防生活支援サービス費のイからへまで、介護予防運動機能向上デイサービス費のイ及び介護予防ミニデイサービス費のイについて、それぞれの所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第５条の規定は、令和４年１０月１日以後に行われる第１号事業に係る支給

費の支給について適用し、同日前に行われた第１号事業に係る第１号事業支給費の支給については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第５条の規定は、令和６年４月１日以後に行われる第１号事業に係る支給費の支給について適用し、同日前に行われた第１号事業に係る第１号事業支給費の支給については、なお従前の例による。

３　令和７年３月３１日までの間は、改正後の別表１の介護予防訪問型サービス費のイ及びロの注５及び介護予防通所型サービス費のイ及びロの注６並びに改正後の別表２の介護予防生活支援サービス費のイ及びロの注３、介護予防運動機能向上デイサービス費のイの注３及び介護予防ミニデイサービス費のイの注３の規定は、適用しない。ただし、介護予防通所型サービス費、介護予防運動機能向上デイサービス費又は介護予防ミニデイサービス費を算定している事業所が感染症予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定していない場合は、この限りでない。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年６月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第５条の規定は、令和６年６月１日以後に行われる第１号事業に係る支給費の支給について適用し、同日前に行われた第１号事業に係る第１号事業支給費の支給については、なお従前の例による。

３　令和６年５月３１日において現に介護職員処遇改善加算（改正前の船橋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱別表１の介護予防訪問型サービス費のヘ若しくは介護予防通所型サービス費のワ又は別表２の介護予防生活支援サービス費のニ、介護予防運動機能向上デイサービス費のハ若しくは介護予防ミニデイサービス費のロの介護職員処遇改善加算をいう。）を算定しており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算（改正前の船橋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱別表１の介護予防訪問型サービス費のチ若しくは介護予防通所型サービス費のヨ又は別表２の介護予

防生活支援サービス費のヘ、介護予防運動機能向上デイサービス費のホ若しくは介護予防ミニデイサービス費のニの介護職員等ベースアップ等支援加算をいう。以下この項において同じ。）を算定していない事業所が、令和８年３月３１日までの間において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅳ）までのいずれかを算定する場合には、当該事業所が仮に介護職員等ベースアップ等支援加算を算定した場合に算定することが見込まれる額の３分の２以上を介護職員その他の職員の基本給又は決まって支払われる手当に充てる賃金（退職手当を除く。）の改善を実施しなければならない。

別表１

介護予防訪問型サービス費及び介護予防通所型サービス費は、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。なお、当該費用の算定にあたっては、以下に掲げる他は、介護保険法施行規則第１４０条の６３の２第１項第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について（令和３年３月１９日老認発０３１９第３号）の取扱に準ずるものとする。

１　介護予防訪問型サービス費

イ　訪問型サービス費Ⅰ（１月につき）

⑴　１週に１回程度の場合　１，１７６単位

⑵　１週に２回程度の場合　２，３４９単位

⑶　１週に２回を超える程度の場合　３，７２７単位

ロ　訪問型サービス費Ⅱ　２８７単位（１回につき）

注１　利用者に対して、介護予防訪問型サービス事業所（介護予防訪問型サービスの事業を行う事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（船橋市指定介護予防訪問型サービス及び指定介護予防通所型サービスの事業の人員、設備及び運営並びにこれらのサービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める要綱（以下「指定介護予防訪問型サービス及び指定介護予防通所型サービス基準」という。）第６条第１項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、介護予防訪問型サービスを行った場合に、介護予防サービス計画（指定介護予防訪問型サービス及び指定介護予防通所型サービス基準第１６条に規定する介護予防サービス計画をいう。２イ注１及び注２において同じ。）

に位置付けられた標準的な回数で、それぞれの区分に応じ所定単位数を算定する。

2　原則としてイを用いるものとする。ただし、介護予防生活支援サービスと併用する場合は、ロを用いることができる。

3　施行規則第２２条の２３第１項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。

4　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の１００分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

5　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の１００分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6　介護予防訪問型サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは介護予防訪問型サービス事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（介護予防訪問型サービス事業所における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に５０人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は介護予防訪問型サービス事業所における１月当たりの利用者が同一の建物に２０人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、介護予防訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の１００分の９０に相当する単位数を算定し、介護予防訪問型サービス事業所における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に５０人以上居住する建物に居住する利用者に対して、介護予防訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の１００分の８５に相当する単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する介護予防訪問型サービス事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（介護予防訪問型サービス事業所における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に５０人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、介護予防訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の１００分の８８に相当する単位数を算定する。

7　別に厚生労働大臣が定める地域に所在する介護予防訪問型サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務

所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が介護予防訪問型サービスを行った場合は、特別地域加算として、所定単位数の１００分の１５に相当する単位数を所定単位数に加算する。

８　別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、１月当たり実利用者数が５人以下である介護予防訪問型サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が介護予防訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の１００分の１０に相当する単位数を所定単位数に加算する。

９　介護予防訪問型サービス事業所の訪問介護員等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、介護予防訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の１００分の５に相当する単位数を所定単位数に加算する。

１０　利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問型サービス費は、算定しない。

１１　利用者が一の介護予防訪問型サービス事業所において介護予防訪問型サービスを受けている間は、当該介護予防訪問型サービス事業所以外の介護予防訪問型サービス事業所が介護予防訪問型サービスを行った場合に、介護予防訪問型サービス費は、算定しない。

ハ　初回加算　２００単位（１月につき）

注　介護予防訪問型サービス事業所において、新規に介護予防訪問型サービス計画（指定介護予防訪問型サービス及び指定介護予防通所型サービス基準第４２条第１項第２号に規定する介護予防訪問型サービス計画をいう。以下同じ。）を作成した利用者に対して、サービス提供責任者（指定介護予防訪問型サービス及び指定介護予防通所型サービス基準第６条第２項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）が初回若しくは初回の介護予防訪問型サービスを行った日の属する月に介護予防訪問型サービスを行った場合又は当該介護予防訪問型サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の介護予防訪問型サービスを行った日の属する月に介護予防訪問型サービスを行った際にサービス提供責任者

が同行した場合は、所定単位数を加算する。

ニ　生活機能向上連携加算

⑴　生活機能向上連携加算（Ⅰ）　１００単位（１月につき）

⑵　生活機能向上連携加算（Ⅱ）　２００単位（１月につき）

注１　⑴について、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「指定介護予防サービス基準」という。）第７９条第１項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（ 指定介護予防サービス基準第１１７条第１項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（ 昭和２３年法律第２０５号）第１条の２第２項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が２００床未満のもの又は当該病院を中心とした半径４キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。注２において同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問型サービス計画を作成し、当該介護予防訪問型サービス計画に基づく介護予防訪問型サービスを行ったときは、初回の当該介護予防訪問型サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

２　⑵について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第７８条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第１１６条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。）等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問型サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該介護

予防訪問型サービス計画に基づく介護予防訪問型サービスを行ったときは、初回の当該介護予防訪問型サービスが行われた日の属する月以降３月の間、所定単位数を加算する。ただし、⑴を算定している場合は、算定しない。

ホ　口腔連携強化加算　５０単位（１月につき）

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た介護予防訪問型サービス事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３７号）第２条第１項に規定する担当職員をいう。）、介護支援専門員（同条第２項に規定する介護支援専門員をいう。）又は第一号介護予防支援事業（法第１１５条の４５第１項第１号ニに規定する第一号介護予防支援事業をいう。）に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、所定単位数を加算する。

ヘ　介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防訪問型サービス事業所が、利用者に対し、介護予防訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）　イからホまでにより算定した単位数の１０００分の２４５に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）　イからホまでにより算定した単位数の１０００分の２２４に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）　イからホまでにより算定した単位数の１０００分の１８２に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）　イからホまでにより算定した単位数の１０００分の１４５に相当する単位数

２　令和７年３月３１日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に届け出た介護予防

訪問型サービス事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、介護予防訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑴　イからホまでにより算定した単位数の１０００分の２２１に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑵　イからホまでにより算定した単位数の１０００分の２０８に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑶　イからホまでにより算定した単位数の１０００分の２００に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑷　イからホまでにより算定した単位数の１０００分の１８７に相当する単位数

⑸　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑸　イからホまでにより算定した単位数の１０００分の１８４に相当する単位数

⑹　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑹　イからホまでにより算定した単位数の１０００分の１６３に相当する単位数

⑺　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑺　イからホまでにより算定した単位数の１０００分の１６３に相当する単位数

⑻　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑻　イからホまでにより算定した単位数の１０００分の１５８に相当する単位数

⑼　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑼　イからホまでにより算定した単位数の１０００分の１４２に相当する単位数

⑽　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑽　イからホまでにより算定した単位数の１０００分の１３９に相当する単位数

⑾　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑾　イからホまでにより算定した単位数の１０００分の１２１に相当する単位数

⑿　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑿　イからホまでにより算定した単位数の１０００分の１１８に相当する単位数

⒀　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⒀　イからホまでにより算定した単位数の１０００分の１００に相当する単位数

⒁　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⒁　イからホまでにより算定した単位数の１０００分の７６に相当する単位数

２　介護予防通所型サービス費

イ　通所型サービス費Ⅰ

⑴　事業対象者・要支援１　１，７９８単位（１月につき）

⑵　事業対象者・要支援２　３，６２１単位（１月につき）

ロ　通所型サービス費Ⅱ

⑴　事業対象者・要支援１　４３６単位（１回につき）

⑵　事業対象者・要支援２　４４７単位（１回につき）

注１　指定介護予防訪問型サービス及び指定介護予防通所型サービス基準第４５条第１項第２号に定める看護職員又は介護職員の員数を置いているものとして市長に届け出た介護予防通所型サービス事業所（介護予防通所型サービスの事業を行う事業所をいう。以下同じ。）において、介護予防通所型サービスを行った場合に、介護予防サービス計画に位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれの区分に応じ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成１２年厚生省告示第２７号。以下「通所介護費等算定方法」という。）第２３号の基準に該当する場合は、所定単位数の１００分の７０に相当する単位数を算定する。

２　原則としてイを用いるものとする。ただし、介護予防運動機能向上デイサービス又は介護予防ミニデイサービスと併用する場合は、ロを用いることができる。

３　利用者が事業対象者（施行規則第１４０条の６２の４第２号に定める者をいう。以下同じ。）であって、介護予防サービス計画において、１週に１回程度の介護予防通所型サービスが必要とされた場合についてはイ⑴又はロ⑴に掲げる所定単位数を、１週に２回程度又は２回を超える程度の介護予防通所型サービスが必要とされた場合についてはイ⑵又はロ⑵に掲げる所定単位数を、それぞれ算定する。

４　ロ⑴については、１月につき４回、ロ⑵については、１月に８回を限度とし

て、所定単位数を算定する。

5　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の１００分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の１００分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

7　介護予防通所型サービス事業所の従業者（指定介護予防訪問型サービス及び指定介護予防通所型サービス基準第４５条第１項に規定する介護予防通所型サービス従業者をいう。）が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、介護予防通所型サービスを行った場合は、所定単位数の１００分の５に相当する単位数を所定単位数に加算する。

8　利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防通所型サービス費は、算定しない。

9　利用者が一の介護予防通所型サービス事業所において介護予防通所型サービスを受けている間は、当該介護予防通所型サービス事業所以外の介護予防通所型サービス事業所が介護予防通所型サービスを行った場合に、介護予防通所型サービス費は、算定しない。

１０　介護予防通所型サービス事業所と同一建物に居住する者又は介護予防通所型サービス事業所と同一建物から当該介護予防通所型サービス事業所に通う者に対し、介護予防通所型サービスを行った場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

イ⑴を算定している場合　３７６単位（１月につき）

イ⑵を算定している場合　７５２単位（１月につき）

ロを算定している場合　９４単位（１回につき）

１１　利用者に対して、その居宅と介護予防通所型サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき４７単位（イ⑴を算定している場合は１月につき３７６単位を、イ⑵を算定している場合は１月につき７５２単位を限度とする。）を所定単位数から減算する。ただし、注１０を算定している場合は、この限りでない。

ハ　生活機能向上グループ活動加算　１００単位（１月につき）

注　次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔（くう）機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

イ　生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。）その他介護予防通所型サービス事業所の従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した介護予防通所型サービス計画（指定介護予防訪問型サービス及び指定介護予防通所型サービス基準第５８条第１項第２号に規定する介護予防通所型サービス計画をいう。以下同じ。）を作成していること。

ロ　介護予防通所型サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ハ　利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを１週につき１回以上行っていること。

ニ　若年性認知症利用者受入加算　２４０単位（１月につき）

注　受け入れた若年性認知症利用者（施行令第２条第６号に規定する初老期における認知症によって要支援者となったものをいう。以下同じ。）ごとに個別の担当

者を定めているものとして市長に届け出た介護予防通所型サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して介護予防通所型サービスを行った場合は、所定単位数を加算する。

ホ　栄養アセスメント加算　５０単位（１月につき）

注　次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所型サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

イ　当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を１名以上配置していること。

ロ　利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

ハ　利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

ニ　利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が通所介護費等算定方法第２３号の基準に該当しない介護予防通所型サービス事業所であること。

ヘ　栄養改善加算　２００単位（１月につき）

注　次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、所定単位数を加算する。

イ　当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を１名以上配置していること。

ロ　利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ　利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ　利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

ホ　利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が通所介護費等算定方法第２３号の基準に該当しない介護予防通所型サービス事業所であること。

ト　口腔機能向上加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　口腔機能向上加算（Ⅰ）　１５０単位（１月につき）

⑵　口腔機能向上加算（Ⅱ）　１６０単位（１月につき）

チ　一体的サービス提供加算　４８０単位（１月につき）

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届け出た介護予防通所型サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、所定単位数を加算する。ただし、ヘ又はトを算定している場合は、算定しない。

リ　サービス提供体制強化加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所型サービス事業所が利用者に対し介護予防通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の区分に応じて次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、

次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

①事業対象者・要支援１　　８８単位（１月につき）

②事業対象者・要支援２　１７６単位（１月につき）

⑵　サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

①事業対象者・要支援１　　７２単位（１月につき）

②事業対象者・要支援２　１４４単位（１月につき）

⑶　サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

①事業対象者・要支援１　　２４単位（１月につき）

②事業対象者・要支援２　　４８単位（１月につき）

ヌ　生活機能向上連携加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所型サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、⑴については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き、３月に１回を限度として、１月につき、⑵については１月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　生活機能向上連携加算（Ⅰ）　１００単位（１月につき、３月に１回を限度）

⑵　生活機能向上連携加算（Ⅱ）　２００単位（１月につき）

ル　口腔（くう）・栄養スクリーニング加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護予防通所型サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の口腔（くう）の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔（くう）・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

⑴　口腔（くう）・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）　２０単位（１回につき、６月に１回

を限度）

⑵　口腔（くう）・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）　５単位（１回につき、６月に１回を限度）

ヲ　科学的介護推進体制加算　４０単位（１月につき）

注　次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所型サービス事業所が、利用者に対し介護予防通所型サービスを行った場合は、所定単位数を加算する。

イ　利用者ごとのＡＤＬ値（ＡＤＬの評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔（くう）機能、認知症（法第５条の２第１項に規定する認知症をいう。）の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

ロ　必要に応じて介護予防通所型サービス計画を見直すなど、介護予防通所型サービスの提供に当たって、イに規定する情報その他介護予防通所型サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

ワ　介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防通所型サービス事業所が、利用者に対し、介護予防通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）　イからヲまでにより算定した単位数の１０００分の９２に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）　イからヲまでにより算定した単位数の１０００分の９０に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）　イからヲまでにより算定した単位数の１０００分の８０に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）　イからヲまでにより算定した単位数の１０００分の６４に相当する単位数

２　令和７年３月３１日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に届け出た介護予防

通所型サービス事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、介護予防通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算（Ｖ）⑴　イからヲまでにより算定した単位数の１０００分の８１に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算（Ｖ）⑵　イからヲまでにより算定した単位数の１０００分の７６に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算（Ｖ）⑶　イからヲまでにより算定した単位数の１０００分の７９に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算（Ｖ）⑷　イからヲまでにより算定した単位数の１０００分の７４に相当する単位数

⑸　介護職員等処遇改善加算（Ｖ）⑸　イからヲまでにより算定した単位数の１０００分の６５に相当する単位数

⑹　介護職員等処遇改善加算（Ｖ）⑹　イからヲまでにより算定した単位数の１０００分の６３に相当する単位数

⑺　介護職員等処遇改善加算（Ｖ）⑺　イからヲまでにより算定した単位数の１０００分の５６に相当する単位数

⑻　介護職員等処遇改善加算（Ｖ）⑻　イからヲまでにより算定した単位数の１０００分の６９に相当する単位数

⑼　介護職員等処遇改善加算（Ｖ）⑼　イからヲまでにより算定した単位数の１０００分の５４に相当する単位数

⑽　介護職員等処遇改善加算（Ｖ）⑽　イからヲまでにより算定した単位数の１０００分の４５に相当する単位数

⑾　介護職員等処遇改善加算（Ｖ）⑾　イからヲまでにより算定した単位数の１０００分の５３に相当する単位数

⑿　介護職員等処遇改善加算（Ｖ）⑿　イからヲまでにより算定した単位数の１０００分の４３に相当する単位数

⒀　介護職員等処遇改善加算（Ｖ）⒀　イからヲまでにより算定した単位数の１０００分の４４に相当する単位数

⒁　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⒁　イからヲまでにより算定した単位数の１０００分の３３に相当する単位数

別表２

介護予防生活支援サービス費、介護予防運動機能向上デイサービス費及び介護予防ミニデイサービス費は、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。なお、当該費用の算定にあたっては、以下に掲げる他は、介護保険法施行規則第１４０条の６３の２第１項第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項についての取扱に準ずるものとする。

１　介護予防生活支援サービス費

イ　介護予防生活支援サービス費Ⅰ　　１６１単位

（事業対象者・要支援１・２　１回につき・所要時間４５分未満のサービスを行った場合）

ロ　介護予防生活支援サービス費Ⅱ　　１９８単位

（事業対象者・要支援１・２　１回につき・所要時間４５分以上のサービスを行った場合）

注１　利用者に対して、介護予防生活支援サービス事業所（介護予防生活支援サービスの事業を行う事業所をいう。以下同じ。）の従事者（船橋市指定介護予防生活支援サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防生活支援サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める要綱（以下「指定介護予防生活支援サービス基準」という。）第６条第１項に規定する従事者をいう。以下同じ。）が、介護予防生活支援サービスを行った場合に、介護予防サービス計画（指定介護予防生活支援サービス基準第１６条に規定する介護予防サービス計画をいう。）に位置付けられた標準的な内容で、それぞれの区分に応じ所定単位数を算定する。

２　別表１の介護予防訪問型サービス費のイ及びロの注４の規定は、介護予防生活支援サービス費について準用する。

３　別表１の介護予防訪問型サービス費のイ及びロの注５の規定は、介護予防生活支援サービス費について準用する。

４　別表１の介護予防訪問型サービス費のイ及びロの注６の規定は、介護予防生活支援サービス費について準用する。この場合において、「介護予防訪問型サービス」とあるのは「介護予防生活支援サービス」と読み替えるものとする。

５　利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防生活支援サービス費は、算定しない。

ハ　初回加算　２００単位（１月につき）

注　介護予防生活支援サービス事業所において、新規に介護予防生活支援サービス計画（指定介護予防生活支援サービス基準第４２条第１項第２号に規定する介護予防生活支援サービス計画をいう。以下同じ。）を作成した利用者に対して、サービス提供責任者（指定介護予防生活支援サービス基準第６条第２項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）が初回若しくは初回の介護予防生活支援サービスを行った日の属する月に介護予防生活支援サービスを行った場合又は当該介護予防生活支援サービス事業所のその他の従事者が初回若しくは初回の介護予防生活支援サービスを行った日の属する月に介護予防生活支援サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、所定単位数を加算する。

ニ　介護職員等処遇改善加算

注　別表１の介護予防訪問型サービス費のへの規定は、介護予防生活支援サービス費について準用する。この場合において、「介護予防訪問型サービス」とあるのは「介護予防生活支援サービス」と、「イからホまで」とあるのは「イからハまで」と読み替えるものとする。

２　介護予防運動機能向上デイサービス費

イ　介護予防運動機能向上デイサービス費（所要時間２時間以上の場合）

⑴　事業対象者・要支援１　　３４９単位（１回につき・１月の中で全部で４回までのサービスを行った場合）

⑵　事業対象者・要支援２　　３５８単位（１回につき・１月の中で全部で５回から８回までのサービスを行った場合）

⑶　事業対象者・要支援１　１，７４５単位（１月につき・１月の中で全部で５回

以上のサービスを行った場合）

⑷　事業対象者・要支援２　３，２２２単位（１月につき・１月の中で全部で９回以上のサービスを行った場合）

注１　船橋市指定介護予防運動機能向上デイサービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防運動機能向上デイサービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める要綱（以下「指定介護予防運動機能向上デイサービス基準」という。）第６条に定める介護職員の員数を置いているものとして市長に届け出た介護予防運動機能向上デイサービス事業所（介護予防運動機能向上デイサービスの事業を行う事業所をいう。以下同じ。）において、介護予防運動機能向上デイサービスを行った場合に、それぞれの区分に応じ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が施行規則第１４０条の６３の５の規定に基づき市長に提出した運営規程に定められている利用定員を超える又は介護職員の員数が指定介護予防運動機能向上デイサービス基準第６条に定める員数に満たない場合は、所定単位数の１００分の７０に相当する単位数を算定する。

２　別表１の介護予防通所型サービス費のイ及びロの注５の規定は、介護予防運動機能向上デイサービス費について準用する。

３　別表１の介護予防通所型サービス費のイ及びロの注６の規定は、介護予防運動機能向上デイサービス費について準用する。

４　利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防運動機能向上デイサービス費は、算定しない。

５　介護予防運動機能向上デイサービス事業所と同一建物に居住する者又は介護予防運動機能向上デイサービス事業所と同一建物から当該介護予防運動機能向上デイサービス事業所に通う者に対し、介護予防運動機能向上デイサービスを行った場合は、１回につき９４単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

６　利用者に対して、その居宅と介護予防運動機能向上デイサービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき４７単位を所定単位数から減算する。ただし、注５を算定している場合は、この限りでない。

７　要支援２の者の１月の利用回数が５回未満のときは、イ⑵の単位数に利用回数を乗じる。

８　介護予防サービス計画（指定介護予防運動機能向上デイサービス基準第１６条に規定する介護予防サービス計画をいう。次注において同じ。）において、週１回程度の利用とされる事業対象者の１月の利用回数が５回以上のときは、イ⑶を用いる。

９　介護予防サービス計画において、週２回程度の利用とされる事業対象者の１月の利用回数が９回未満のときは、イ⑵の単位数に利用回数を乗じ、９回以上のときは、イ⑷を用いる。

ロ　サービス提供体制強化加算

サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

①事業対象者・要支援１　　２４単位（１月につき）

②事業対象者・要支援２　　４８単位（１月につき）

注　次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た介護予防運動機能向上デイサービス事業所が利用者に対し介護予防運動機能向上デイサービスを行った場合は、利用者の区分に応じて所定単位数を加算する。

イ　次のいずれかに該当していること。

（一）介護予防運動機能向上デイサービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が１００分の４０以上であること。

（二）介護予防運動機能向上デイサービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数７年以上の者の占める割合が１００分の３０以上であること。

ロ　利用者の数が施行規則第１４０条の６３の５の規定に基づき市長に提出した運営規程に定められている利用定員を超えず、介護職員の員数が指定介護予防運動機能向上デイサービス基準第６条に定める員数を満たす介護予防運動機能向上デイサービス事業所であること。

ハ　介護職員等処遇改善加算

注　別表１の介護予防通所型サービス費のワ（注１の⑴並びに注２の⑴、⑵、⑸、

⑺及び⑽を除く。）の規定は、介護予防運動機能向上デイサービス費について準用する。この場合において、「介護予防通所型サービス」とあるのは「介護予防運動機能向上デイサービス」と、「イからヲまで」とあるのは「イ及びロ」と読み替えるものとする。

３　介護予防ミニデイサービス費

イ　介護予防ミニデイサービス費（所要時間３時間以上の場合）

⑴　事業対象者・要支援１　　３２７単位（１回につき・１月の中で全部で４回までのサービスを行った場合）

⑵　事業対象者・要支援２　　３３５単位（１回につき・１月の中で全部で５回から８回までのサービスを行った場合）

⑶　事業対象者・要支援１　１，６３５単位（１月につき・１月の中で全部で５回以上のサービスを行った場合）

⑷　事業対象者・要支援２　３，０１５単位（１月につき・１月の中で全部で９回以上のサービスを行った場合）

注１　船橋市指定介護予防ミニデイサービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防ミニデイサービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める要綱（以下「指定介護予防ミニデイサービス基準」という。）第６条に定める介護職員の員数を置いているものとして市長に届け出た介護予防ミニデイサービス事業所（介護予防ミニデイサービスの事業を行う事業所をいう。以下同じ。）において、介護予防ミニデイサービスを行った場合に、それぞれの区分に応じ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が施行規則第１４０条の６３の５の規定に基づき市長に提出した運営規程に定められている利用定員を超える又は介護職員の員数が指定介護予防ミニデイサービス基準第６条に定める員数に満たない場合は、所定単位数の１００分の７０に相当する単位数を算定する。

２　別表１の介護予防通所型サービス費のイ及びロの注５の規定は、介護予防ミニデイサービス費について準用する。

３　別表１の介護予防通所型サービス費のイ及びロの注６の規定は、介護予防ミニデイサービス費について準用する。

４　利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防ミニデイサービス費は、算定しない。

５　介護予防ミニデイサービス事業所と同一建物に居住する者又は介護予防ミニデイサービス事業所と同一建物から当該介護予防ミニデイサービス事業所に通う者に対し、介護予防ミニデイサービスを行った場合は、１回につき９４単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

６　利用者に対して、その居宅と介護予防ミニデイサービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき４７単位を所定単位数から減算する。ただし、注５を算定している場合は、この限りでない。

７　要支援２の者の１月の利用回数が５回未満のときは、イ⑵の単位数に利用回数を乗じる。

８　介護予防サービス計画（指定介護予防ミニデイサービス基準第１６条に規定する介護予防サービス計画をいう。次注において同じ。）において、週１回程度の利用とされる事業対象者の１月の利用回数が５回以上のときは、イ⑶を用いる。

９　介護予防サービス計画において、週２回程度の利用とされる事業対象者の１月の利用回数が９回未満のときは、イ⑵の単位数に利用回数を乗じ、９回以上のときは、イ⑷を用いる。

ロ　介護職員等処遇改善加算

注　別表１の介護予防通所型サービス費のワ（注１の⑴並びに注２の⑴、⑵、⑸、⑺及び⑽を除く。）の規定は、介護予防ミニデイサービス費について準用する。この場合において、「介護予防通所型サービス」とあるのは「介護予防ミニデイサービス」と、「イからヲまで」とあるのは「イ」と読み替えるものとする。